

農産物漬物製造業技能実習評価試験とは

農産物漬物製造業技能実習評価試験は、外国人技能実習機構（OTIT）認定の公的評価システムで、全日本漬物協同組合連合会が実施しています。

外国人技能実習生が「技能実習 1 号」から「技能実習 2 号」へ移行するためには、農産物漬物製造業技能実習評価試験（初級）を受検し、合格することが必要です。

1 **試験実施機関** 全日本漬物協同組合連合会

2 **対象職種・作業** 農産物漬物製造業職種・農産物漬物製造作業

3 試験方法

(1) 試験科目：学科試験と実技試験（製作等作業試験、判断等試）

(2) 使用言語：すべて日本語

試験問題は、口語体ひらがな分ち書きで、ヘボン式ローマ字を併記してあります。

学科試験では試験官が試験問題を読み上げます。

(3) 試験会場：事前情報の受検地を勘案して決定します。

4 受検の申込方法

「農産物漬物製造業技能実習評価試験受検申請書」に受検者の自署、顔写真の貼付、実習実施者及び監理団体の社判押印の上、全日本漬物協同組合連合会に申し込みます。

詳細は、「受検（初級）の申込方法」をご覧ください。

5 受検料

受検料は 1 人当たり学科試験 8,000 円、実技試験 17,000 円の合計 25,000 円（税抜き）となります。なお、受検料のほかに交通費の実費等を徴収する場合があります。

6 合格者等の決定

受検者には試験結果通知書、合格者には合わせて農産物漬物製造業技能実習評価試験合格証書を交付します。（監理団体へお送りします。）

7 不合格者の再試験

不合格者は、1 回に限り再試験を受けることができます。再試験の受検料は 1 回目と同額ですが、受検料のほかに交通費の実費を徴収する場合があります。

8 欠席者の取り扱い

欠席者は不合格とし、事前連絡があり欠席の理由が健康上の理由等、全日本漬物協同組合連合会が認めた場合に限り再試験を認めます。